

令和 6 年度和東茶販路開拓助成事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、和東茶の販路拡大やブランド力の向上を図るため、町外で実施される商談会等への出展や和東茶を広く周知するための商品提供等に取り組む町内事業者、団体、農家を支援することを目的として、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付することとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付対象者は、和東町在住の農家、企業並びに概ね 5 人以上の者で組織し、町内に在住又は勤務する者を主たる構成員としている団体とする。

(補助対象事業)

第 3 条 当該補助金等の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第 1 条に定める目的に沿って実施される、次に掲げる事業とする。

- (1) 町外で実施される商談会等への出展
- (2) 和東茶の普及、広報を目的とした商品の提供
- (3) 和東茶の普及、広報を目的としたインターネットのシステム構築事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、和東茶の販路開拓、認知度向上に資すると認められる事業

2 前項の規定にかかわらず、次に該当するものは補助対象事業としない。

- (1) 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- (2) 政治、宗教又は選挙に関する活動
- (3) 施設等の建設及び整備を主たる目的とするもの
- (4) 事業実施を伴わない調査又は政策の提案
- (5) 国、府、市町村及びそれらの外郭団体から当該事業に関する助成を受けているもの
- (6) 公序良俗に反するもの

(補助対象経費)

第 4 条 前条第 1 項第 1 号に掲げる商談会等とは、複数社が出展し複数のバイヤー等と商談が可能な合同展示会や合同商談会等のことをいい、通常の営業活動は除くこととし、これに係る補助対象経費は商談会等への出展料（人件費を除く。）、出展に必要な商品及び備品の送料、交通費（2 名分を上限とし、宿泊費を除く。）、高速道路利用料（事業所と会場の往復区間に限る。）並びに駐車料とする。

2 同第 2 号に掲げる商品の提供に係る補助対象経費は、試食、試飲又は試用に供するための商品（販売商品を除く）の代金とする。ただし、第 1 条に掲げる目的を達成するための商品とし、和東町地域力推進協議会代表（以下「代表」という。）が承認したものに限る。

3 同第 3 号に掲げるインターネットのシステムを構築する補助対象経費は、ホームページ作成やインターネット販売を行うために必要な経費（人件費を除く。）とする。

4 その他、和東町及び和東茶の広報に係る経費は対象とする。ただし、販売促進とみなされる経費は除くものとする。

(補助金の額)

第 5 条 同一事業者に対する補助金の額は、1 年度あたり 10 万円を限度とする。ただし、前条第 1 項に掲げる補助対象経費のうち交通費、高速道路利用料及び駐車料については補助対象経

費に2分の1を乗じて得た額以内を補助金の額とする。なお、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金等交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に関係書類を添えて、別に指定する期日までに代表に提出するものとする。

2 交付申請に当たり、事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情により補助金交付決定前に事業に着手する場合には、あらかじめその理由を明記した補助金交付決定前着手届(様式第2号)を代表に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 代表は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、補助金等交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(事業の報告・公表)

第8条 実績報告は補助金実績報告書(様式第4号)によるものとし、申請者は、補助対象事業の終了後速やかに関係書類を添えて事業実施後30日以内若しくは当該年度の3月15日までのいずれか早い日に代表に提出するものとする。

2 代表は、事業報告会を開催し、補助団体に報告を求めることができる。

3 代表は、必要があると認めるときは、報告内容を公表することができる。

(交付決定の取消し)

第9条 代表は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定を取り消すことができる。

(1) 交付の決定を受けた内容に従って活動が実施されていないとき。

(2) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を目的外に使用したとき。

(補助金の返還)

第10条 代表は前条の規定により交付の決定を取り消したときは、支払った補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補助金の支払請求)

第11条 補助団体等は、補助金交付請求書(様式第5号)により、補助金の交付を請求するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、代表が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月29日から施行し、令和7年3月31日に限り、その効力を失う。